

Advising Policy/ アドバイジングについて

IELP の生徒はセッション開始前に担当のアドバイザーと面談をする事が義務付けられている。アドバイザーとの面談なしでは講習を開始できないことをご了承いただきたい。

Book Policy/ 教材について

生徒は原則として、新品の教材をすべてのクラスで使用する。中古の教材について質問がある場合は、IELP のディレクターに直接聞くこと。

Jumping Levels Policy/ 飛び級制度について

IELP の生徒は認定条件を満たす場合は飛び級をすることが可能である。該当レベルのクラスの成績がすべて A であり、又、飛び級レベルの compass test に合格をした場合は飛び級が許される。

Payment Policy/ 学費納入について

IELP の生徒は各セッションの第一金曜日までに学費を一括納入することが義務付けられている。何らかの未納金がある場合は、IELP からの退学、I-20 の失効、そして帰国を余儀なくされる。分割払い制度はモンタナ州立大学ビリングス校の留学生には適応されないので注意を。

Refund Policy/ 学費返金制度について

セッション開始から第 4 日の午後五時までに退学をした生徒には全額返金制度が適応される。第 4 日午後五時以降に退学をした生徒には一切の返金制度は適応されない。

Registration Policy/ 授業登録について

生徒は IELP のセッション開始日までに、授業登録のためにアドバイザーとの面会をすること。

Transfer-in Policy/ 転入について

IELP のオリエンテーション開始前に転入の意向を表し、手続きの書類を期限日までに提出すること。オリエンテーション開始後に転入を申し出た場合は次のセッションまで待たなくてはならない。

Transfer-out Policy/ 転学について

モンタナ州立大学ビリングス校の IELP から転学をする場合は、下記の IELP Withdrawal Policy に従わなければならない。

Withdrawal Policy/ 退学, キャンセルについて

IELP セッションに登録済みの場合、下記のアドレスにて **Withdrawal Form** を入手し提出をすること。

<http://www.msubillings.edu/reg/forms/WithdrawalForm.pdf>

未登録の生徒は OIS のスタッフに申し出をし転学届けの手続きをしなければならない。退学に基づく返金については上記に記された返金制度を参照していただきたい。

IELP から大学のプログラムへの移行について

レベル 6 の生徒は IELP から卒業をするためには平均成績が 2.7 以上でなければならない。この基準を満たした生徒には ACT コンパステストの受験資格が与えられる。この試験に不合格の生徒は再度レベル 6 を受講、転学、もしくは帰国をしなければならない。

TOEFL もしくは IELTS の必要スコアを獲得した生徒について

5.5 IELTS 又は 68 IBT を獲得証明をした生徒には ACT Compass test 受験資格が与えられる。試験に不合格の場合は IELP レベル 5 を受講、転学、もしくは帰国をしなければならない。

レベル進級について

次のレベルに進級するためには、プレイスメントテストの結果に応じて配属されたクラスで、平均成績 2.7 以上が要求される。つまり、レベル 2 に配属され 6 科目を受講した場合、6 科目の合計の成績を 6 で割り、その数字が 2.7 以上でなければならない。この条件をクリアした場合はレベル 3 への進級が許される。平均成績が 2.7 を満たさない場合、所属レベルを再受講することができる。再受講にもかかわらず進級条件をクリアしない場合は TOEFL もしくは IELTS のスコア提出、転学、もしくは帰国をしなければならない。

バケーションについて

生徒は 1 ヶ月から 4 ヶ月の夏季長期休暇をとることが可能である。休暇後、生徒は ESL ACT コンパステストの再受験が義務付けられ、試験結果に応じ適したレベルのクラスに配属される。

レベル再受講について

生徒は一度レベルを再受講することが許される。同じレベルを二度落第した際には、コースレベルをひとつ下げることができる。このような場合、生徒は一つ下のレベルと落第したレベルの受講資格が一度だけ与えられる。例えばレベル 4 を落第し再受講にもかかわらず再度落第をした場合は、レベル 3 の受講資格が与えられる。しかしこのような場合、レベル 3, 4 を共にパスしなければならない。再度落第をした場合は、転学、帰国、もしくは TOEFL、IELTS を受験し 68 IBT TOEFL または 5.5 IELTS のスコア提出をしなければならない。

出席率について

生徒が学業に従事するよう、IELP には出席率についての厳密な規則がある。生徒には 80% の出席率を保持することが求められている。出席率 80% を下回る場合は Immigration Specialist から警告を受け、面会を求められる。もし出席率に向上が見られない場合は、プログラムからの除籍を求められる可能性が生じる。